コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Isetan Mitsukoshi Holdings Ltd.
最終更新日：2015年6月30日
株式会社　三越伊勢丹ホールディングス
代表取締役社長執行役員　大西　洋
問合せ先：業務本部　総務部　　03-6205-6004
証券コード：3099
http://www.imhds.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社はお客さま・従業員・株主・お取組先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人等、法律上機能制度を整備・強化し、経営機構改革と併せて、コーポレート・ガバナンス改革を推進しております。また、企業の社会的責任を果たすという観点から、企業活動の透明性を高めるとともに、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わるすべてのステークホルダーの皆さまに対し提供すべき様々な価値の創造に努めてまいります。
ステークホルダーの皆さまから信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	23,440,800	5.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	18,198,300	4.60
公益財団法人三越厚生事業団	13,667,832	3.46
三越伊勢丹グループ取引先持株会	8,005,978	2.02
清水建設株式会社	6,200,000	1.56
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	5,342,995	1.35
三井住友海上火災保険株式会社	5,299,805	1.34
三越伊勢丹グループ従業員持株会	4,602,086	1.16
NORTHERN TRUST CO. （AVFC） RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	4,396,960	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社である株式会社三越伊勢丹が保有しているイセタン（シンガポール）Ltd.は、シンガポール証券取引所に上場しております。重要な政策についての協議は、当社及び株式会社三越伊勢丹、並びに当該子会社との間で随時行ってまいりますが、子会社取締役会の独立性を尊重いたします。なお、イセタン（シンガポール）Ltd.につきましては52.7%の議決権を所有しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
檜田　松瑩	他の会社の出身者								△			
井田　義則	他の会社の出身者											
永易　克典	他の会社の出身者							○	○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
檜田　松瑩	○	三井物産株式会社　顧問 株式会社　東京放送ホールディングス　社外取締役 株式会社　TBSテレビ　社外取締役 公益社団法人ベトナム協会　会長 株式会社　海外需要開拓支援機構取締役 株式会社野村総合研究所　社外取締役	事業法人の経営者として、社内コンプライアンス意識の徹底や制度改革、業績向上の実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。また、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。当社は株式会社海外需要開拓支援機構に出資しておりますが、独立性に影響を与えるものではございません。その他の兼務先と当社グループの間に特別の関係はありません。

井田　義則	○	いすゞ自動車株式会社　特別相談役	事業法人の経営者として、抜本的な構造改革に取り組み、業績の大幅な改善を行った実績があり、その豊富な経験と見識を当社の経営に反映し、独立した立場から当社の取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。また、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2ならびに当社の定める「独立役員に係る独立性の基準」に照らして厳格に審査いたしました結果、当役員は一般株主と利益相反の生じるおそれがない者との判断をいたしましたので、独立役員に指定いたしました。また、当社グループといすゞ自動車の間に特別な関係はありません。
永易　克典		株式会社三菱東京UFJ銀行　取締役会長 新日鐵住金株式会社　社外監査役 三菱自動車工業株式会社　社外監査役	長年にわたる金融機関の経営者としての経験により培われた見識と視点を、当社の経営活動の監督に取り入れる観点から、社外取締役をお願いしております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

取締役会の諮問機関として設置され、原則月１回開催し、取締役、執行役員等の人事と報酬に関して、審議を行い取締役会に答申しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査の実効性確保として、三越伊勢丹ホールディングスにおける内部統制システム構築の基本方針に基づき、独立した専門部門である内部監査担当と、内部監査結果報告などについて、原則毎月1回定例会合を実施し、グループ会社の業務執行状況について意見交換を行うなど相互連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北山　禎介	他の会社の出身者										○			
飯島　澄雄	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北山　禎介		株式会社三井住友銀行取締役会長 富士フイルムホールディングス株式会社　社外取締役 トヨタ自動車株式会社　社外監査役	金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけるとの判断から同氏を選任しております。 また、当社グループは、富士フイルムホールディングスとトヨタ自動車株式会社との間に特別の関係はありません。
飯島　澄雄	○	東京虎ノ門法律事務所　弁護士 北川工業株式会社　社外監査役	長年にわたる弁護士活動で培われた高い見識を当社の監査やコンプライアンス体制の構築・維持に発揮していただくとともに、独立した立場から、当社の取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保すべく適切な助言・提言をいただけるとの判断から同氏を選任しております。なお、同氏につきましては、上場管理等に関するガイドライン3.5.(3)の2、ならびに当社の定める「独立役員にかかる独立性基準」に照らして厳格審査した結果、一般株主と利益相反の生じるおそれがない者と判断し、当社は同氏を独立役員に指定いたしております。また、当社グループは、東京虎ノ門法律事務所、北川工業株式会社との間に特別の関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成21年6月開催の第1回定時株主総会において、「取締役に関するストックオプションとしての新株予約権に関する非金銭報酬の額および内容決定の件」は承認可決され、取締役に対して中長期のインセンティブ報酬としてストックオプションを付与しております。また統合前に各社が付与したストックオプションについて、株式会社三越では平成16年から平成18年まで4回実施し、株式会社伊勢丹では平成12年から平成20年まで9回実施し、一部を除く上記ストックオプションについては当社に継承されました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

株主との利害一致の促進、業績連動型の報酬の拡大、透明、公正な評価と報酬への反映の仕組みの導入を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対して、新株予約権を発行しております。

〔取締役を兼任しない執行役員ならびに当社の主要子会社である株式会社三越伊勢丹の取締役（株式会社三越伊勢丹ホールディングス取締役兼務する者を除く）および執行役員に対しても、ストックオプションとしての新株予約権を取締役の決議により付与しております。〕
第23回新株予約権（当社の取締役ならびに執行役員）
・付与総数　1,514個　（当社取締役6名　446個、当社執行役員23名　1,068個）
・新株予約権の払込金額　1株当たり1,690円
第24回新株予約権（三越伊勢丹の取締役ならびに執行役員）
・付与総数　516個（三越伊勢丹執行役員12名　516個）
・新株予約権の払込金額　1株当たり1,690円

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成27年3月期の有価証券報告書および事業報告書において開示しております。
取締役の報酬
・定額報酬　取締役11名　185百万円（うち社外取締役4名　32百万）
・役員賞与　取締役6名　68百万（うち社外取締役0名）
・ストックオプション　取締役6名　75百万
監査役の報酬
・定額報酬　監査役4名　63百万（うち社外監査役2名　19百万）
注）1.取締役のうち執行役員を兼務する者の執行役員部分の報酬等はございません。
　　2.上記のほか、取締役（社外を除く）が子会社から受けた報酬等の総額が4百万円（1名）ございます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主と役員の利害一致の促進および業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大ならびに評価方法や報酬決定方法の客観性と透明性の確保等を役員報酬制度の基本方針としております。
また、社外取締役3名に取締役会の決議により決定した代表取締役社長執行役員および代表取締役会長執行役員を加えた合計5名の委員より構成され、社外取締役が委員長を務める「指名報酬委員会」を設置し、取締役（社外を含む）の指名および報酬等の方針の決定、ならびに個人別の報酬等の審議およびその前提となる評価の審議などを行っています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 更新

社外取締役については、秘書室秘書担当が窓口となり、各種連絡・情報提供を行っております。社外監査役については、監査役のスタッフが補助する体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の企業統治体制は、平成20年4月の会社設立時より監査役設置会社の形態を採用しております。企業統治体制の概要は以下のとおりであります。

取締役会
社外取締役3名、取締役5名（男性8名）で構成される取締役会は原則月1回開催され、グループ全体の経営意思決定の最高機関として機能しております。また、社外監査役2名、常勤監査役2名は、独立した立場で取締役会に出席し、取締役の業務執行における善管注意義務、忠実義務等の履行状況について監査する体制を構築しております。

取締役会の諮問機関
取締役会の諮問機関として設置されている指名報酬委員会は原則月1回開催され、社外取締役3名、取締役2名（男性5名）で構成され、取締役、執行役員等の人事と報酬に関して審議を行い取締役会に答申しています。

監査役及び監査役会
監査役は、独立の機関として取締役の職務執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し社会的信頼に応える企業統治体制の確立に寄与しております。また、定期的に代表取締役、会計監査人と意見交換を行うほか、内部監査部門と内部監査結果等について情報交換を行うことにより監査の実行性を確保する体制を構築しております。
社外監査役2名、常勤監査役2名（男性4名）で構成される監査役会は原則月1回開催され、監査計画に基づき、監査に関する重要な事項について各監査役より報告を受け、必要に応じて協議又は決議を行っております。

業務執行
当社は、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用しています。グループの経営目標を達成する上で重要な部門の部門長を執行役員と位置づけ、執行責任を明確にした上で大幅な権限移譲を行っています。
執行役員の中から経営戦略会議の構成員13名（男性13名）を選定しております。原則として週1回、同会議を開催し、重要事項について決議、審議を行っています。

各委員会
経営戦略会議の諮問機関として社内横断的なメンバーで構成され、グループ経営に関わる重要事項に関して横断的・継続的に調査研究及び検討し、経営戦略会議に答申しております。

以上、株主をはじめステークホルダーに信頼される企業統治体制を構築しております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、企業活動が社会に与える影響を鑑み、内部統制システムを構築・運用を行い、株式会社の適正なガバナンスの確保を行っています。グループ企業理念に基づいて、世界随一の小売サービス業グループを目指す三越伊勢丹グループは企業価値の向上のために、内部統制基本方針に基づいて、業務（適法性）監査および会計監査を行う一方で、会計監査人および内部監査人それぞれとの連携等、実効性のある監督を行うことでグループ全体の業務適正を確保することとして、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早い3週間前に発送するよう努めております。 また、発送１週間前に当社ホームページ等に掲載しております。
集中日を回避した株主総会の設定	平成21年開催の第1回定時株主総会より株主様の利便性を勘案し、集中日を回避した総会の開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	平成21年開催の第１回定時株主総会より採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成21年開催の第1回定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成21年開催の第1回定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームへ英訳版の招集通知を提供しております。また、平成22年からは東京証券取引所のホームページ英訳版の招集通知等を掲載しております。また、当社ホームページにも掲載いたしております。
その他	当社ホームページにおいて、株主総会招集通知を発送後に株主総会開催情報とともに招集通知と招集通知添付書類を掲載しております。また、株主総会終了後には決議通知と議決権行使結果を掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では日々のIR・広報活動において、適時適切な情報を公平に発信し、株主様・投資家の皆様の信頼と共感を得るためにディスクロージャーポリシー（IRポリシー）を作成し、遵守しております。なお、このポリシーは当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	経営トップとの直接対話の機会を設けることで、より当社への理解を深めていただくため、個人株主様に対して会社説明会を昨年開催いたしました。今後定期的に実施していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回（第2四半期、第4四半期）決算発表後にアナリスト説明会を実施しております。さらに、国内の機関投資家に対して、経営トップのスモールミーティングおよび個別訪問を定期的に開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	http://www.imhds.co.jp　決算情報、月次売上レポート、ニュースリリース、アニュアルレポートなど日本語および英語版を掲載しています。	
IRに関する部署（担当者）の設置	業務本部　総務部　コーポレートコミュニケーション担当　IR	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では〔グループ企業理念〕において、各ステークホルダーの皆さまに向きあう姿勢を約束し、これらを実践していくために日々の行動を具体的に規定した〔グループ倫理行動基準〕の基本宣言のなかで、「私たちは、きょうも〔グループ企業理念〕の実践に努めます。三越伊勢丹グループに関わる、社会のすべての人々から、将来にわたってその存在を望まれ続けるために。」と規定し全従業員に周知徹底しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	三越伊勢丹グループCSR計画において、〔環境改善〕に対しては、グループ環境委員会を設置し、グループ環境方針に基づいて、当グループのCO2削減目標を達成し、環境活動を通じて、温暖化防止に貢献していることを目指す姿として明示し、活動しております。〔安心・安全〕についての取り組みを、お客さまとの信頼関係構築の基本とし、〔雇用・人材〕の取り組みは働き

	やすい職場づくりと人材の活用を目指すことと規定しています。以上重点3分野に地域・社会貢献活動領域を加えて、かかわりのあるすべての人々のその先（未来）が豊かになる活動を本業を通じて推進しています。ウエブサイトにおいて、CSRの取り組みをレポートしております。 http://www.imjds.co.jp
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	グループの企業活動において、ステークホルダーに向きあって、商品やサービスなどの営業情報の発信および財務情報についての適時適切な情報開示を行います。また、ステークホルダーに対し将来にわたりかけがえのない信頼関係を築くために、同時性・平等性の観点からウエブサイトより情報提供を行うと同時に、様々なステークホルダーからのご意見等をいただけるよう、エンゲージメント欄の設置により、双方向性の向上を目指しながら最適化に取り組んでいます。
その他	当社グループではお客さまニーズに合った経営および営業戦略立案のため、積極的に女性を登用したいと考えており、本年は立川店長として新たに執行役員が1名就任し、2名体制となりました。また、商品部長、営業部長、販売担当長、支店営業統括部長、後方スタッフ担当長など重要なポストの管理職にも女性が就任しており今後も更に登用に力を入れてまいります。 また、女性の活躍を支えるワークライフバランスへの取り組みとして、各種制度や勤務形態の改善や人事制度・運用の様々な見直しを行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、三越伊勢丹グループ企業理念の実現にむけた取組みを通じて、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るため、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1．コンプライアンス体制
「当該株式会社の取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項4号）
(1)取締役会を「取締役会規程」に則り月1回定例開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款違反行為を未然に防止する。
(2)業務本部および営業本部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
(3)取締役会の意思決定の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち複数名を社外取締役とする。
(4)内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
(5) 当社は、当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2．リスクマネジメント体制
「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第100条1項 2号）
(1)事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
(2)リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
(3)リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
(4)内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
(5)反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3．財務報告に係る内部統制体制
「財務報告の適正性を確保するための体制」
(1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
(2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行う。
(3)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
(4)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しかつ運用する。
(5)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
(6)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
(7)財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応を行う。

4．情報保存管理体制
「当該株式会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」（会社法施行規則第100条1項1号）
(1)取締役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
a.株主総会議事録
b.取締役会議事録
c.経営戦略会議議事録
d.計算書類
e.官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
f.その他取締役会が決定する書類
(2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5．効率的職務執行体制
「当該株式会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項3号）
(1)取締役の職務執行の分掌を定め、必要に応じて見直しを図る。
(2)取締役会は月1回の定時開催の他必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案
件を審議する体制を確保する。また、事前に経営戦略会議において議論を行い、この議論を経て取締役会による執行決定を行う。
(3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
(4)取締役会の決定に基づく業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6．グループ会社管理体制
「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項5号）
　三越伊勢丹グループ企業理念を当社グループに適用する。グループ各社はこれを基礎として諸　規程を定めるものとする。
a.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社の報告に関する体制」（会社法施行規則第100条1項5号イ）
経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。
b.「当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」
（会社法施行規則第100条1項5号ロ）
(1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。リスクマネジメント部門は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを実施する。
(2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社経営戦略会議の諮問機関として、当社代表取締役社長を委員長とし、委員長が指名する構成委員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント委員会を設置する。
c.「当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制」（会社法施行規則第100条1項5号ハ）
　(1) 当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。
(2) 当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、当　社経営戦略会議または当社取締役会の承認を受ける。

d.「当該株式会社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第100条1項5号ニ)
(1)内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
(2)コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
(3)当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査役スタッフに関する事項
「当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第100条3項1号、2号、3号)
(1)監査役職務補助のため、監査役と協議の上、監査役スタッフを置くことができる。監査役は、監査役スタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
(2)監査役スタッフは業務執行組織から独立し、専属として監査役の指揮命令に従いその職務を行う。監査役スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査役の同意を必要とする。

8. 監査役への報告に関する体制
a.「当該監査役設置会社の取締役及び使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制」(会社法施行規則第100条3項4号イ)
(1)当社は、取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項を監査役会と協議の上「監査役監査基準」に定め、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について遅滞なく監査役に報告する。なお、監査役は前記に関わらず、必要に応じていつでも取締役、使用人に対し報告を求めることができる。
(2) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である三越伊勢丹グループホットラインの導入とその適切な運用の維持により、法令違反、その他のコンプライアンス上の問題について、監査役会との連携を図り、適切な報告体制を確保するものとする。
b.「当該監査役設置会社の子会社の取締役、監査役および使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告するための体制」(会社法施行規則第100条3項4号ロ)
内部監査部門は、内部監査計画の策定、内部監査結果等につき、監査役と情報交換および連携を図る。
c.「a.・b.の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制」(会社法施行規則第100条3項5号)
監査役への報告を行った従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9.監査費用の処理方針
「当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則第100条3項6号)
監査役がその職務の執行について、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

10. 監査役監査の実効性確保に関する体制
「その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(改正施行規則第100条3項7号)
(1)「監査役監査基準」に基づき、監査役は定期的に代表取締役、監査法人とそれぞれ意見交換会を開催する。
(2)監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役と協議のうえ、重要な会議に出席することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは健全な社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し、グループ全体で断固として対決する。また、反社会的勢力との接触を未然に回避するとともに、それら勢力からの不当な要求に屈することなく、法的手段により解決する。
当社グループにおける反社会的勢力排除にむけた体制としては、子会社各店舗のお客様相談室を第一次対応部署とし、子会社本社の総務部門を対応統括部署とする。事案により本社管理本部総務部門と連携し、グループ一体となり解決を図る。 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と、情報交換や各種研修への参加等により連携を強化し、社内啓蒙活動に努める。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

当社は、常に上質で新しい「品揃え」と「サービス」をお客さまに提供することを通じ、「世界随一の小売サービス業グループ」を目指すことを基本方
針とし、これを着実に実行することが企業価値を高めることと考えており、買収防衛に関する格別の定めはしておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――